



第2分科会 2017年10月5日(木) びわ湖大津プリンスホテル プリンスホール

情報は誰のもの？

～監視社会と情報公開を考える～

1 私的情報の収集と公的情報の秘匿

2013年6月、元NSA(アメリカ国家安全保障局)局員エドワード・スノーデン氏が内部告発した米国による国家ぐるみの大量情報監視の実態は、世界中を震撼させました。米国内に止まらず、日本を含む全世界で1か月に970億件のインターネット・電話回線を通じた通信を収集・分析していたこと、そしてマイクロソフト、グーグル、アップルといった超巨大IT企業がこれに協力していたことなど、米政府が否定していた事実が白日の下にさらされました。

日本の公権力も、私たちの「私的情報」を収集し、市民監視を行っていることが度々報道されています。自衛隊情報保全隊の市民監視事件、警視庁のムスリム監視問題などに続き、最近では、大分県警による違法な監視カメラの設置・捜査が判明しました。

一方、昨年来、豊洲市場の盛土問題がマスコミをにぎわせています。記憶に新しいところでは、原発事故の際に、SPEEDIやメルトダウンの情報が適切に公表されないという事態が起きました。公権力等が、不都合な「公的情報」を市民の目から遠ざけようとする体質は、情報公開が世界的スタンダードとなった昨今でも変わっていません。

市民に公開されるべき「公的情報」は公開されず、保護されるべき「私的情報」は公権力等が自由に収集し利用するというのが、現代社会の実情です。情報は、市民の手を離れ、「公権力等のもの」になりさがっています。

2 「私的情報」の収集による市民監視

私たちは、個人情報、プライバシー情報といった私的情報を、みだりに公権力等に収集されない権利を持っています。こうした権利を侵害する典型例が公権力等による市民監視です。しかし昨今、市民監視を可能とする仕組みが急速に構築されつつあります。

全国に500万台も設置されているといわれる監視カメラは技術が高度化し、デジタル的に人物の同一性を特定する顔認証技術が開発されました。既に、登録画像10万件に対して1秒以内に顔照合処理が可能な段階のようです。また、3月15日付けの最高裁判所の決定を受け、一旦停止されていますが、GPS装置を利用した捜査も行われていました。これらの技術を駆使すれば、公共空間だけでなく私的領域内まで、特定個人の動きをリアルタイムに監視することが可能です。

民間には、特定個人の行動や嗜好等を解析できる膨大な情報があふれています。マイナンバーを利用してこれらの情報を紐付ければ、やはり特定個人の監視を実現できます。

通信情報に関しては、対象犯罪を大幅に拡大する通信傍受法の改正が昨年行われました。会話傍受は立法化が見送られましたが、いつ立法化議論が再燃するかわかりません。

こうした中、これまで3回廃案となった共謀罪(テロ等準備罪)法案が通常国会に提出されました。万一成立すると、目に見えない「共謀」の嫌疑を名目にした市民監視が行われる危険があります。また、共

謀罪が創設されると、国際的に国家が保有する情報の共有化が進むといわれています。公権力等が収集した私的情報が、国内に止まらず、国際的に共有・利用される危険は避けられません。

3 不十分な「公的情報」の公開

市民の生命・安全に直結する情報や市民の関心の高い施策に関する情報は、公権力等が自発的に公開するのが本来あるべき姿です。しかし、公権力等の体質はそうではありません。そのため、市民の側から公的情報にアクセスする権利が極めて重要となります。しかし、こうした権利の保障は、極めて不十分なのが現状です。

最も直接的な制度といえば、情報公開制度を思い浮かべよう。しかし、情報公開法の対象は行政機関のみで、法的開示義務を負わない公的機関が多数あります。また、不開示条項の恣意的な運用により重要な情報が開示されず、一面墨塗りの文書が開示されることも日常茶飯事です。しかも、公開されるべき公文書を適切に作成・管理しなければ、情報公開制度を骨抜きにすることができます。現に、原発事故を巡る原子力災害対策本部や、集団的自衛権の解釈変更の際の内閣法制局など、不適切な公文書の取扱いは後を絶ちません。

また、公権力等が開示に消極的な情報に私たちがアクセスするには、公益通報制度や報道が担う役割も極めて重要です。しかし、免震ゴムの性能偽装事件、自動車の燃費性能偽装事件が起きるなど、現在の公益通報制度は十分に機能していません。また、マスコミ報道についても、昨年、報道内容次第で電波停止措置などを採りうるという報道の自由の萎縮をもたらしかねない発言が、大臣や官邸から行われたところでした。

こうした中、特定秘密保護法が施行されました。同法の運用次第で、公開されるべき公的情報が市民から隠匿される危険性は一段と高まっています。

4 情報は誰のもの？

本シンポジウムは、2本の柱で構成されます。監視社会化の歯止めと情報公開の推進です。そして、この2本の柱をつなぐのが「情報は市民のものである」という視点です。

「私的情報」の収集については、上述した市民監視を可能とする仕組みの現状と、更に進むことが予想される監視社会の実態を明らかにします。その上で、監視社会に警鐘を鳴らす有識者をゲストに迎え、私たちが見逃しがちな監視社会の問題点を解明します。

「公的情報」の情報公開の推進については、昨年日弁連が公表した情報自由基本法(仮称)の理念をベースとして、上述した諸制度のあり方について、具体的な提言を行います。

あらゆる情報を、市民の手に取り戻すこと。この重要性を多くの会員・市民と一緒に考えていただきたいと思います。是非、本シンポジウムにご参加ください。お待ちしております。